

## 委員会審査報告

議案第40号 栗山町立学校設置条例の一部を改正する条例

議案第41号 栗山町立学校施設使用条例の一部を改正する条例

上記の事件について、学校再編に関する調査特別委員会委員長より別紙のとおり審査報告があったので付議する。

令和8年1月15日

栗山町議会議長 鵜川和彦

令和7年12月26日

栗山町議会議長 鵜川和彦様

学校再編に関する調査特別委員会  
委員長 齊藤義崇

### 委員会審査報告書

令和7年栗山町議会定例会12月定例会議において、本委員会に付託を受けた事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、栗山町議会会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

#### 1. 件名

議案第40号 栗山町立学校設置条例の一部を改正する条例

議案第41号 栗山町立学校施設使用条例の一部を改正する条例

#### 2. 付託年月日

令和7年12月12日

#### 3. 審査年月日

回	開催年月日	出欠状況	説明員	内容
1	7.12.17	10	副町長、教育長、福祉課長・同課主幹、学校教育課長・同課学校再編室長・同課学校再編室主査	資料説明 質疑
2	7.12.26	9	町長、副町長、教育長、学校教育課長・同課学校再編室長・同課学校再編室主査	討論 採決

#### 4. 審査の概要

少子化が進む中、将来にわたり子ども達に質の高い教育環境を確保していくため、適正規模・適正配置の観点から提案された条例である。

審査では、廃校となる継立小学校及び角田小学校児童のスクールバス通学路線等、放課後児童クラブの考え方、また、統廃合に関わるおおよその予算額など、統廃合に関わり児童及び保護者に不都合がない施策となっているか、その考え方について資料に基づき審査を行った。

## 5. 結 果

原案可決すべきものと決定

## 6. 意 見

栗山町内の小学校統廃合に伴う様々な事項については、今後、すべての児童及び保護者に不都合がないよう、それぞれの意見を尊重し、統廃合に向けた協議を進めるよう取り組まれない。

また、本特別委員会においては、統廃合に関わり全ての児童や保護者に対して環境変化に対する支援体制、児童が安全安心に通学できる環境の整備、学校教育活動以外では放課後児童クラブの受け入れ態勢の支援や充実などを注視し、統廃合に関わるデメリットを最小化するべく施策や今後の予算措置についても引き続き確認していく必要があると考える。

今後においても協議内容や経過については、本特別委員会へ十分な説明・報告を行うことを求める。